

## 17. 介護予防

### 改定事項と概要

#### (1) 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所介護の基本報酬の見直し

- 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、通所介護と異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。このため、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合を図り、以下のとおり基本報酬を見直す。

#### 点数の新旧（介護予防通所介護）

要支援1	2,115単位／月	➔	1,647単位／月
要支援2	4,236単位／月		3,377単位／月

#### 点数の新旧（介護予防通所リハビリテーション）

要支援1	2,433単位／月	➔	1,812単位／月
要支援2	4,870単位／月		3,715単位／月

#### 算定要件

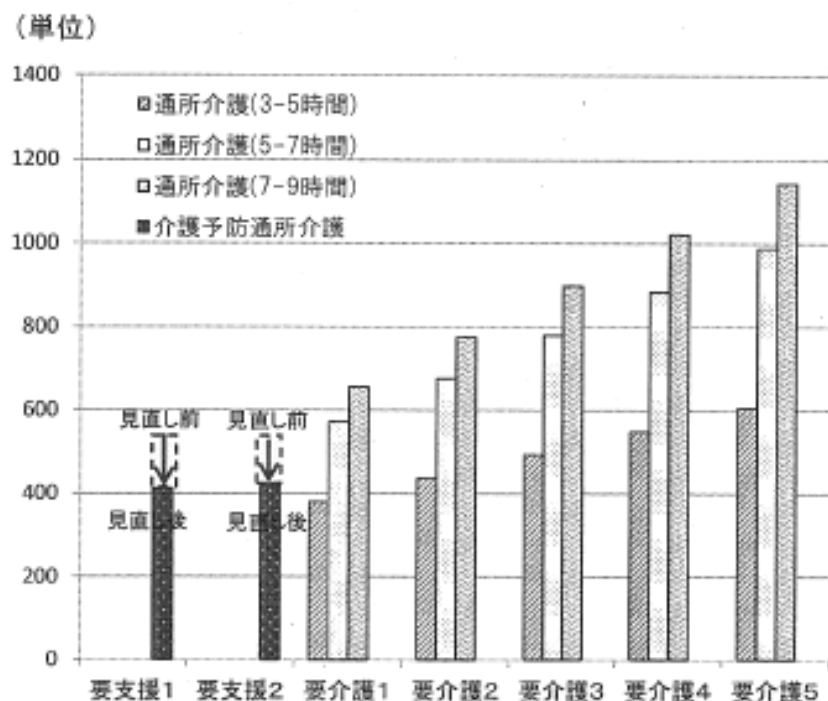
- ・ 現行どおり

# 17. 介護予防について〈参考〉介護予防通所リハビリテーション及び 介護予防通所介護の基本報酬の見直しのイメージ

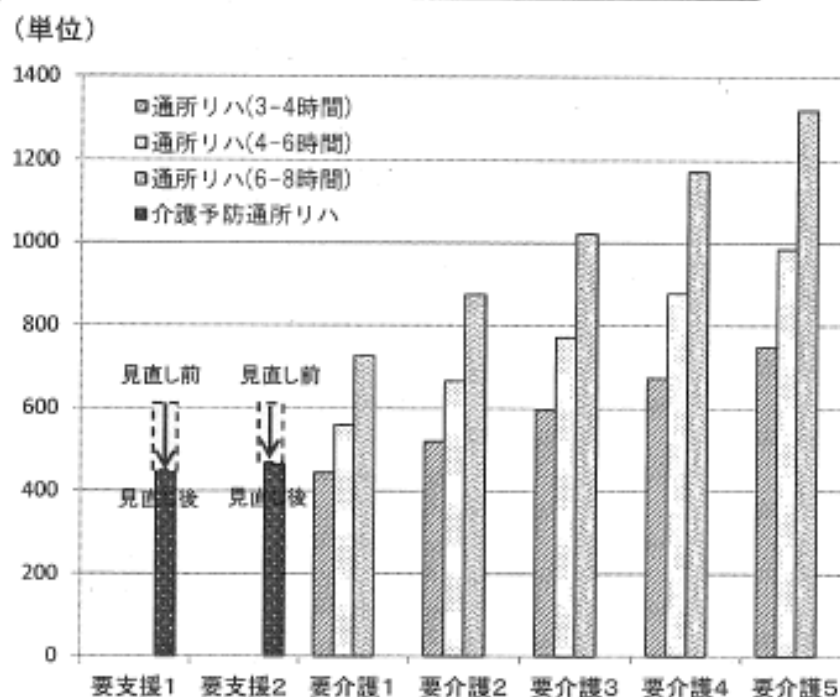
社保審一介護給付費分科会  
第114回（H26.11.13）資料4を改変

- 要支援者に対するサービスの提供実態（要支援1の1月あたりの利用回数は概ね4回、要支援2の1月あたりの利用回数は概ね8回）を踏まえ、要介護度別の1回あたりの基本報酬の評価を比較すると、要支援は要介護と比較して割高になっている。

（介護予防）通所介護



（介護予防）通所リハビリテーション



【注】  
要介護1～5は、改定後の通常規模型通所介護における要介護度別・所要時間区分別の単位数

要支援1は、見直し前後の要支援1の単位数（月包括）を1月あたりの利用回数4で除した単位数、要支援2は、見直し前後の要支援2の単位数（月包括）を1月あたりの利用回数8で除した単位数

# 17. 介護予防 介護予防通所介護 [報酬のイメージ (1月あたり)]

利用者の要支援度に応じた  
基本サービス費

要支援1 1,647単位/月

要支援2 3,377単位/月

※月額定額報酬

利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

要支援度の維持改善の割合が一定以上  
【事業所評価加算】 (+120単位/月)

中山間地等でのサービス提供 (+5%)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定以上  
配置 (+24~+96単位/月)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サ  
ービス提供体制強化加算)

- ・介護福祉士5割以上: 要支援1 72単位、要支援2 144単位
- ・介護福祉士4割以上: 要支援1 48単位、要支援2 96単位
- ・3年以上の勤続者3割以上: 要支援1 24単位、要支援2 48単位

選択的サービス複数実施  
(2種類: +480単位/月、3種類: +700単位/月)

1)運動機能の向上のみ (+225単位/月)

2)栄養状態の改善のみ (+150単位/月)

3)口腔機能の向上のみ (+150単位/月)

生活機能の向上を目的としたグループ活動【生活機  
能向上グループ活動加算】 (+100単位/月)

若年性認知症利用者受入 (+240単位/月)

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ: 4.0%
- ・加算Ⅱ: 2.2%
- ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

利用者数が定員を超える (-30%)

看護・介護職員数が基準を満たさない (-30%)

介護予防通所介護事業所と同一建物に居住す  
る者へのサービス提供  
(-376~-752単位/月)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

# 17. 介護予防 介護予防通所リハビリテーション【報酬のイメージ（1月あたり）】

利用者の要支援度に応じた  
基本サービス費

要支援1 1,812単位/月

要支援2 3,715単位/月



利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

要支援度の維持改善の割合が一定以上  
【事業所評価加算】（+120単位/月）

中山間地等でのサービス提供  
（+5%）

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置（サ  
ービス提供体制強化加算）

・介護福祉士5割以上：要支援1 72単位、要支援2 144単位  
・介護福祉士4割以上：要支援1 48単位、要支援2 96単位  
・3年以上の勤続者3割以上：要支援1 24単位、要支援2 48単位

選択的サービス複数実施  
（2種類：+480単位/月、3種類：+700単位/月）

1)運動機能の向上のみ（+225単位/月）

2)栄養状態の改善のみ（+150単位/月）

3)口腔機能の向上のみ（+150単位/月）

若年性認知症利用者受入  
（+240単位/月）

介護職員処遇改善加算

・加算Ⅰ：3.4%  
・加算Ⅱ：1.9%  
・加算Ⅲ：加算Ⅱ×0.9  
・加算Ⅳ：加算Ⅱ×0.8

※月額定額報酬

利用者数が定員を超える  
（-30%）

医師、PT・OT・ST、看護・介護職員数  
が基準を満たさない  
（-30%）

介護予防通所リハビリ事業所と同一建物に居  
住する者へのサービスを提供  
（-376～-752単位/月）

は今回の報酬改定で見直しのある項目

# 17. 介護予防 介護予防訪問介護 [報酬のイメージ (1月あたり)]

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供頻度に応じた  
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

週1回程度  
1,168単位/月

中山間地等でのサービス提供  
(+5%~+15%)

初回時等のサービス提供責任者による対応  
(200単位/月)

週2回程度  
2,335単位/月

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ: 8.6%
- ・加算Ⅱ: 4.8%
- ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

リハビリテーション職との連携  
(100単位/月)

週2回を超える程度  
(要支援2のみ)  
3,704単位/月

介護職員初任者研修課程を修了したサ  
ービス提供責任者を配置している場合  
(-30%)

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同  
一建物の利用者20人以上にサービスを行う  
場合  
(-10%)

※月額定額報酬

は今回の報酬改定で見直しのある項目

# 17. 介護予防 介護予防訪問リハビリテーション【報酬のイメージ（1月あたり）】

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供回数に応じた  
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

302単位/回  
(1回20分以上)

40分連続してサービスを提  
供した場合は、2回として  
算定可能、1週に6回を限度



中山間地等でのサービス提供

(+5%)

短期集中リハビリテーション実施加算  
認定日又は退院（退所）日から3月以内

(200単位/月)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配  
置(サービス提供体制強化加算)

{ 3年以上の勤続者の配置 : 6単位 }

訪問介護計画を作成する上での必要な指導及  
び助言を行った場合

(300単位/回)  
3月に1回を限度

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同  
一建物の利用者20人以上にサービスを行う  
場合

(-10%)

※月額定額報酬

は今回の報酬改定で見直しのある項目